

原子力研究整備委員会要項 (案)

- 一、京都大学に原子力研究整備委員会を置く。
- 二、委員会は、京都大学における原子力の研究、利用並びにその施設の整備に関する重要事項を審議する。
- 三、委員会は、次の職員で組織する。

- (一) 理学部長
- (二) 医学部長
- (三) 工学部長
- (四) 農学部長
- (五) 化学研究所長
- (六) 工学研究所長
- (七) 基礎物理学研究所長
- (八) 教授若干名

小林(リ) 河内(第) 菅木(二)

和田(表)

(九) 事務局長

職務上委員となる者のほかは、総長が委嘱するものとし、その任期は、年とする。

四、委員長は、委員の互選によるものとする。

委員長は、委員会を招集して、その議長となる。

委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が代理する。

五、委員会に幹事を置き、庶務課長および会計課長を充てる。

六、委員長が必要と認め、または委員の要求があつたときは、委員以外の者を委員会に列席させ、意見を聞くことができる。

原子力研究整備委員会